

広情個審第44号
平成29年12月25日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成28年2月16日付け広路街第279号で諮問のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第142号関係）

答申書

諒問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諒問事案】

平成28年2月16日付け広路街第279号の諒問事案（諒問第142号事案）

平成27年11月19日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年12月28日付け広路街第215号で行った公文書部分開示決定に対する平成28年1月17日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関は、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定を取り消し、不開示事由の該当性を個別具体的に精査した上で、改めて開示に関する決定を行うべきである。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書及び意見書における主な主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、実施機関が行った部分開示決定を取り消し、開示の決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 実施機関は、開示しない理由として条例第7条第2号に該当すると主張するが、「公にすることにより当該法人の・・・地位を害する」とは考えられない。

本件開示文書では、内訳金額部分は全て黒塗りされているが、これら金額が技術上のノウハウや法人の地位に関係するとは考えられない。外部の法人が作成する工事費用の積算資料に類するものではなく、行政機関内部で作成された大雑把な概算である以上、法人に影響するものとは考えられない。

実施機関の説明にある「技術上のノウハウ」という表現は曖昧でかつ広い概念であるが、開示請求した情報は限定的であり公表をはばかるような高度あるいは特殊な技術情報を含むもの

ではない。また、開示請求した情報を公にすることにより、なぜ、どのように、法人の地位を害するのか（因果関係）についても具体的・合理的な根拠が示されていないから、条例第7条第2号には該当しない。

イ さらに、開示しない理由として条例第7条第3号と記されているが、これら金額の公表が「内部検討段階の情報であり、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」とは考えられない。開示請求した範囲は、市長が公言した金額の根拠・内訳を求めるものであり、正当な根拠・内訳を示す文書が存在するなら、内部に秘匿せずに、求められれば一般市民に公表することは行政機関としての責務である。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述における主な主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 公文書の特定について

実施機関は、申立人から開示請求があった公文書として、「市域を全て高架化した場合の事業費内訳（概算）」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

本件公文書は、○○○○○○○○○○○○○○株式会社へ委託した業務において算出した広島市東部地区連続立体交差事業の見直し案を前提として市域を全て高架化した案の鉄道概算工事費を基に作成した当該案の概算事業費の内訳である。

(2) 不開示理由について

ア 以下の理由から、条例第7条第2号に規定する「当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」に該当し、不開示としたものである。

本件公文書における鉄道事業費の内訳は、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）の山陽本線及び呉線の線路・駅施設や電気・通信設備等の現況、列車の運行状況を把握した上で、JR西日本の各種構造基準、管理規程等に準拠して平面・縦断線形を検討し、線路及び仮線の配線、切り替え施工順序等を検討する能力が必要であることから、○○○○○○○○○○○○○株式会社へ業務委託して算出した、広島市東部地区連続立体交差事業の見直し案を前提として市域を全て高架化した案の鉄道概算工事費を基にしている。この鉄道概算工事費については、過去のJR西日本が行った類似設計等の単価を用いて算出している。この単価については、JR西日本独自の鉄道事業者としての内部基準、技術面、運営面等を踏まえた運輸に係る技術上のノウハウ等の情報である。仮に、本件公文書を開示した場合、JR西日本の運輸に係る技術上のノウハウ等の情報が公開されることとなり、当該法人独自の技術的情報等が競争上の他の法人等に伝わり、当該法人の競争上の地位を害するおそれがある。

なお、本件公文書の情報は、条例第7条第2号に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を

保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には該当しないため、不開示決定は適正である。

また、本件公文書を開示するかどうかを決定する際に、JR西日本へ意見照会を行ったところ、「単価及び工事費については、弊社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、『行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号イ』に該当すると考えられるため不開示を要求します。」との意見書が提出された。

イ また、以下の理由から、条例第7条第3号に規定する「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

本件公文書は、広島市東部地区連続立体交差事業の見直しの方向性を取りまとめるにあたり、平成27年6月に取りまとめた見直しの方向性で示した見直し案の他に広島市の内部検討段階で行った様々な試案のうち、ひとつの案の資料である。

連続立体交差事業は、地方公共団体が都市計画事業として実施しており、高架化に伴う受益分の負担を鉄道事業者より受け、事業を行っているところであり、「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」、「都市における道路と鉄道との連続立体化に関する細目要綱」に基づき実施している。この「都市における道路と鉄道との連続立体化に関する細目要綱」第4条「都市計画事業施行者は、連続立体交差化に関する都市計画事業の案を作成しようとするときは、あらかじめ鉄道事業者に協議するものとする。」に規定されるように、本事業では、広島県、広島市が事業の案を作成するにあたっては、JR西日本と十分に協議・調整を行う必要がある。案を作成し、図面や工事費等の最終的な成果物に至るためには、広島県、広島市、JR西日本で協定を締結し設計業務を実施する必要があるが、本件公文書については、広島市が施工性、経済性、安全性、実現性等の総合的な検討により実施可能な最適案を具体化する中で内部検討段階において実施は困難と判断した、最終成果に至っていない中途段階の試案資料である。

ウ 以上のことから、仮に本情報を開示した場合、次のようなことが考えられる。

(ア) 現在見直し検討を行っている本事業の見直し案については、施工性、経済性、安全性、また利用者の利便性や地域住民の意見等も踏まえて、今後、事業者として方針決定の後に、JR西日本と十分に協議・調整を行い、詳細設計を実施して最終的な成果物に至るものである。このため、本件公文書を開示した場合には、広島市が事業者として内部検討段階において実施は困難と判断した中途段階の試案情報であり、最終的な成果に至っていない未成熟な情報であるにもかかわらず、この情報が最終成果のものであるとの認識を与えてしまうおそれがあることから、地域住民等が行政に対する不安や不信感を持つことになり、行政としての信頼を失ってしまう。この信頼を回復させることは容易ではない。

(イ) 広島市東部地区連続立体交差事業では、平成27年6月に広島県及び広島市が見直しの

方向性について府中町及び海田町に説明し、その後見直し案について地元住民へ説明することの合意を得たものであるが、本情報は、広島市が事業者として内部検討段階において実施は困難と判断した中途段階の試案情報であり、なおかつ平成27年6月に広島県、広島市が取りまとめた見直しの方向性とも異なる中途段階の未成熟な情報であるため、開示した情報に対し説明もないまま地元関係者等が情報を得た場合、その情報がいつの時点のものか、どのような段階の資料なのかの判断もできないため、市が説明会等で説明している見直し案の情報であるとの誤解や混乱を与えてしまい、関係住民等が行政に対する不安や不信感を持つこととなり、行政としての信頼を失ってしまう。この信頼を回復させることは容易ではない。

以上についてのおそれがあり、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例の理念について

条例は、第1条に規定されているとおり、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念の下に解釈・運用されなければならない。

(2) 条例第7条第2号該当性について

条例の理念に照らせば、条例第7条第2号は、「法人・・・に関する情報・・・であって、公にすることにより当該法人・・・の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」を不開示情報と規定しているが、その意味は、単に当該情報が「通常他人に知られたくない」というだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人の競争上の地位その他正当な利益が害されることを要すると解すべきであり、また、そのことが客観的に明らかでなければならないものと解される。

実施機関は、本件不開示部分が○○○○○○○○○○○○○株式会社へ業務委託して算出した、広島市東部地区連続立体交差事業の見直し案を前提として市域を全て高架化した案の鉄道概算工事費を基にしており、当該鉄道概算工事費はJR西日本独自の鉄道事業者としての内部基準、技術面、運営面等を踏まえた運輸に係る技術上のノウハウ等の情報であり、仮に、本件不開示部分を開示した場合、JR西日本の運輸に係る技術上のノウハウ等の情報が公開されることとなり、当該法人独自の技術的情報等が競争上の他の法人等に伝わり、当該法人の競争上の地位を害するおそれがあ

あると主張している。

しかしながら、本件不開示部分の全てが、公にした場合に当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものとは思われない。この点において、実施機関は、不開示事由の該当性を個別具体的に精査した上で、不開示事由に該当しない情報については開示するという原則に基づいて、改めて開示に関する決定を行うべきである。

なお、実施機関は、JR西日本へ意見照会を行った上で、本件部分開示決定を行っているが、当審査会は、実施機関が改めて開示に関する決定を行う際には、JR西日本に本答申の主旨を説明し、同社が不開示とすべきと考える理由について具体的な説明を求めた上で、不開示事由に該当するか否かを慎重に判断することを求める。

(3) 条例第7条第3号該当性について

条例の理念に照らせば、条例第7条第3号は、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定しているが、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が求められると解される。

実施機関は、本件不開示部分を開示した場合には、平成27年6月に広島県、広島市が取りまとめた見直しの方向性とも異なる中途段階の未成熟な情報であるため、開示した情報に対し説明もないまま地元関係者及び土地所有者が情報を得た場合、その情報がいつの時点のものか、どのような段階の資料なのかの判断もできないことから、地元関係者及び土地所有者への誤解や混乱を招き、土地所有者同士の利害関係による紛争等が生じることも考えられる等主張する。しかしながら、当審査会は、例えば、本件不開示部分を開示した場合に、地元関係者や土地所有者に誤解等が生ずる結果、本事業の適正な遂行に「支障」を及ぼす「おそれ」があるか否かについての実施機関の検討が不十分であると考えるから、実施機関は、不開示事由の該当性を個別具体的に精査した上で、不開示事由に該当しない情報については開示するという原則に基づいて、改めて開示に関する決定を行うべきである。

(4) 文書の特定について

実施機関は、本件公文書が、○○○○○○○○○○○○○○株式会社へ委託した業務において算出した概算事業費の内訳である旨説明している。このことからすれば、申立人から開示請求があった公文書としては、本件公文書のほか、その根拠となった文書についても請求対象公文書に該当する可能性があるから、実施機関は、開示請求があった公文書の範囲について精査し、改めて開示に関する決定を行うべきである。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 1. 25	広路街第240号の諮問を受理（諮問第137号で受理）
29. 7. 28 (第1回審査会)	第2部会で審議
29. 8. 23 (第2回審査会)	第2部会で審議
29. 9. 15 (第3回審査会)	第2部会で審議
29. 10. 13 (第4回審査会)	第2部会で審議
29. 10. 13 (第5回審査会)	第2部会で審議
29. 11. 17 (第6回審査会)	第2部会で審議
29. 12. 8 (第7回審査会)	第2部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大 原 健 瞳	中国放送株報道制作局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
原 公 子	広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学教授